H14. 8.26 制定 H15. 4.1 改正 H16. 4.1 改正 H23. 1.14 改正 H26. 5.1 改正

教職員の懲戒処分の公表基準

平成 26 年 5 月 1 日 愛媛県教育委員会

愛媛県教育委員会が、地方公務員法に基づいて実施した懲戒処分については、次の基準により公表することとする。

1 目的

公務員倫理の確立と情報公開の観点から、教育委員会の行った懲戒処分を公表することにより、教職員に公務員としての自覚を喚起するとともに、教育行政に対する県民の理解と信頼を確保することを目的とする。

2 公表する処分

地方公務員法に基づく免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分

3 公表時期及び公表方法

教育委員会において処分が決定された後、速やかにその決定内容を報道機関に提供するとともに、教育委員会ホームページに掲載する。

4 公表内容

- (1) 免職又は停職の場合は、処分年月日、処分内容、被処分者の所属(課所名、学校名)、職名、氏名、年齢、性別、処分事由(事案の概要)とする。
- (2) 減給又は戒告の場合は、処分年月日、処分内容、被処分者の所属(事務局、教育機関、公立小学校、公立中学校、県立学校)、職名(事務局:課長級、係長級、一般職員等学校:校長、教頭、教諭等)、年齢(何十歳代)、性別、処分事由(事案の概要)とする。ただし、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合や、警察等で所属や氏名等が公にされている場合については、所属(課所名、学校名)、職名、氏名、年齢も公表する。

5 公表の例外

被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要だと 判断した場合には、4に定める事項の一部又は全部を公表しない。

6 その他

訓告及び厳重注意の実施状況についても、必要な範囲で公表する。